

## 京都府建設工事総合評価競争入札試行要綱

### (趣旨)

第1条 京都府が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項又は第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定する競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）の試行については、法令、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (対象工事)

第2条 総合評価競争入札の対象とする建設工事は、工事規模及び技術特性等を勘案して契約担当者がこれを決定するものとし、価格以外の技術的な要素及び地域経済への貢献度等の評価（以下「技術評価」という。）をして、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を締結することが可能なものとする。

### (落札者決定基準)

第3条 契約担当者は、総合評価競争入札を行おうとするときは、あらかじめ落札者決定基準を定めなければならない。

### (学識経験者の意見聴取)

第4条 契約担当者は、規則第154条の2第5項から第7項までに規定する手続により、総合評価競争入札について学識経験者の意見を聴かななければならない。

### (入札公告等に示す事項)

第5条 契約担当者は、総合評価競争入札を行おうとする場合は、入札公告、入札説明書等（以下「入札公告等」という。）に次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (1) 総合評価競争入札による旨
- (2) 技術評価に関する基準
- (3) 技術評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）及びその提出方法
- (4) 総合評価競争入札における申込みの評価（以下「総合評価」という。）の方法及び落札者の決定方法
- (5) 施工において、評価された内容が履行されることの担保（以下「評価内容の担保」という。）のための措置
- (6) その他総合評価に関する事項

### (技術資料の提出等)

第6条 契約担当者は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に、入札公告等に示された期日までに技術資料を提出させるものとする。

- 2 契約担当者は、入札参加者に、技術資料の作成等に要する費用は提出者の負担とし、提出された技術資料は返却しないことを伝えるものとする。

### (技術資料作成に関する質問回答)

第7条 契約担当者は、技術資料の作成に関する質問回答について、必要があると認める場合は、ファクシミリ、電子メール等で受け付け、回答することができる。

### (技術提案のヒアリング)

第8条 契約担当者は、提出された技術資料の内容（以下「技術提案」という。）について、必要があると認める場合は、ヒアリングを実施することができる。

### (技術提案の審査及び評価)

第9条 技術提案については、あらかじめ設置する建設工事の技術審査を行う審査会で審査及び評価を行うものとする。

(総合評価の方法)

第10条 総合評価は、標準点に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札金額で除して得られた評価値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

ただし、当該入札者の入札金額が調査基準価格未満の場合にあっては、技術評価点を調査基準価格に調査基準価格から当該入札者の入札金額を減じた金額を加えた金額で除して得られた評価値をもって行うものとする。

(落札者の決定)

第11条 規則第154条の2第1項に規定する「価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者」は評価値が最も高い者とする。

2 落札となるべき同評価値の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引き(規則第142条第1項に規定する電子入札の場合は、電子入札システムにおけるくじ機能を用いたくじ)により落札者を決定するものとする。

(落札結果等の公表)

第12条 契約担当者は、総合評価競争入札において落札者を決定した場合は、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 入札参加者名及び落札者名
- (2) 各入札参加者の入札金額及び落札金額
- (3) 各入札参加者の技術評価点
- (4) 各入札参加者の評価値

(評価内容の担保)

第13条 契約担当者は、次の各号に掲げる場合には、当該工事の成績評定点(工事の成績評定(工事の施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえ、その他の項目を評価して成績をつけること。))において算定する評定点をいう。)について、減点を行うものとする。

- (1) 技術提案の内容が契約の相手方の責めにより満足できないとき
  - (2) 性能等に関わる技術提案の内容が契約の相手方の責めにより履行できないとき
- 2 契約担当者は、あらかじめ、前項第2号に掲げる場合に再度の施工が困難であるとき又は合理的でないときは違約金を徴収する旨をあらかじめ約定しておかなければならない。

(秘密の保持等)

第14条 この要綱に基づき入札参加者から提出された技術資料等は原則として公表しないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、入札課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年7月11日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月10日から施行する。